

中央区教育行政連絡会傍聴要領

（趣旨）

第1条 この要領は、中央区教育行政連絡会（以下「連絡会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第2条 傍聴を認める定員は10名とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開始の30分前から開催予定時刻までに、先着順に受付において、事務局の指示を受けて会場に入場するものとする。

3 前項の受付は、定員になり次第終了する。

（報道機関の特例）

第3条 報道機関の傍聴については、記者席を設けるものとする。

2 報道機関の取材に付いては、議事の開始までに限り会場内の写真撮影、録画及び録音を認めるものとする。

（傍聴者の守るべき事項）

第4条 傍聴者は会場においては、次の事項を守らなければならない。

(1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと

(2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと

(3) 飲食又は喫煙をしないこと

(4) 携帯電話などは受信音を出さないこと

(5) 写真撮影、録画及び録音等を行わないこと。ただし、事務局の許可を得た場合は、この限りではない。

(6) 会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと

(7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

（違反者に対する措置）

第5条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、事務局はこれを注意し、なおこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

（雑則）

第6条 この要領に定めのない事項については、区長が連絡会に諮って定める。

附則

この要領は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。